

## かわさきケアデザインコンソーシアム 規約

かわさきケアデザインコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という）の運営等に必要な事項について、以下のとおり規約を定める。

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、「かわさきケアデザインコンソーシアム」と称する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、デザイン思考を取り入れた産学官の共創により、人・モノ・カネ・知が集積した新たなフィールドを形成し、看護・介護・福祉などの分野においてケア業務に従事する者（以下「ケア従事者」という）の支援に資する製品・サービス等（以下「製品・サービス等」という）の創出・展開を推進することで、地域コミュニティに根差したレジリエント健康長寿社会の実現とケアイノベーションの創出を目指すことを目的とする。

（事業）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 製品・サービス等の創出・展開の推進に関する事業
- (2) ケア従事者が活動する場（ケア現場）と連携した製品・サービス等の創出・展開の推進に関する事業
- (3) 会員間の連携を促進するための事業
- (4) ケアに関連する講演会及び研修会等の開催に関する事業
- (5) ケアに関連する情報収集・発信に関する事業
- (6) その他、本コンソーシアムの目的の達成に必要な事業

（会員の種別）

第4条 本コンソーシアムの会員の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企業会員  
本コンソーシアムの目的に賛同し、活動の推進に参画する企業及び団体
- (2) 准会員  
本コンソーシアムの目的に賛同し、情報提供を受け企業会員又は協力会員への登録を検討する企業、団体及び個人
- (3) 協力会員  
本コンソーシアムの目的に賛同し、本コンソーシアムがその目的を達成するために協力を求める関係府省庁、地方公共団体、大学等（所属する個人を含む）及びその他の団体

（入会及び退会）

第5条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、本コンソーシアムのウェブサイト（以下「ウェブサイト」という）にある会員登録申請フォームに必要事項を入力し提出する。

- (1) 企業会員及び協力会員については、入会にあたり、幹事会の承認を受けなければ

ならない。

- (2) 准会員については、事務局が入会を認める場合には、その旨を入会希望者に通知し、当該通知により入会が完了したものとする。
  - (3) 准会員は、企業会員又は協力会員になることを希望する場合、ウェブサイトにある会員種別変更申請フォームに必要事項を入力し提出する。提出後は、企業会員又は協力会員の会員登録申請フォームより提出された場合と同様の取り扱いとする。
- 2 退会を希望する場合に会員は、ウェブサイトにある退会申請フォームに必要事項を入力し、提出する。この場合、事務局が退会申請書を受領したことをもって退会とする。
  - 3 会員は、入会フォームに入力された団体名、所在地、代表者名等に変更があったときは、速やかにウェブサイトにある会員情報変更申請フォームに必要事項を入力し、提出するものとする。
  - 4 本コンソーシアムの会員として適当でないと認められる場合は、幹事会において協議し、除名することができる。

(会費等)

- 第6条 本コンソーシアムの経費は、年会費、寄附金、その他収入をもって充てる。
- 2 年会費は、別表の通りとする。
  - 3 前項の規定による本コンソーシアムの年会費は、理由の如何を問わず、返金しないものとする。
  - 4 年会費の対象期間の中途に入会した企業会員の年会費は入会日の属する月から3月までの月数相当分とし、1か月あたり年会費は別表1に定める通りとする。

(会員の権利及び義務)

- 第7条 企業会員は、次の各号に掲げる権利を有する。
- (1) 第3条に定める事業への参加
  - (2) 第9条に定める総会への参加及び議決権の行使
- 2 准会員は、次の各号に掲げる権利を有する。
- (1) 第3条(3)から(5)に定める事業の一部への参加
  - (2) 第9条に定める総会への参加
- 3 協力会員は、次の各号に掲げる権利を有する。
- (1) 第3条に定める事業への参加
  - (2) 第9条に定める総会への参加
- 4 全ての会員は、次に定める義務を負う。
- (1) 本規約その他本コンソーシアムの運営に関わる諸規定等及び総会の決議の遵守
  - (2) 会員区分に応じた会費の納入

(役員)

- 第8条 本コンソーシアムに次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 幹事 2名以上10名以内
- 2 会長は、共創の場形成支援プログラム「レジリエント健康長寿社会の実現を先導するグローバルエコシステム形成拠点」(プロジェクト CHANGE)のプロジェクトリーダーの職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、看護の分野に見識を有する者であって会長が指名する者、企業における新

たな事業の創出に関する支援に見識を有する者であって会長が指名する者、企業会員であって会長が指名する者、その他必要な分野に見識を有する者であって会長が指名する者をもって充てる。

4 役員任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 本コンソーシアムに総会を置く。

2 総会は、役員及び企業会員をもって構成し、会長がこれを招集し、議長を務める。

3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要がある場合に随時開催する。

4 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 毎事業年度の事業及び決算報告
- (2) 幹事会において総会に付議するとした事項
- (3) 解散

5 総会における議決は、第9条4項1号及び2号は役員及び企業会員の出席者のうち過半数の賛成をもって行うものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。同項3号は役員及び企業会員の出席者のうち4分の3以上の賛成をもって行うものとする。

(幹事会)

第10条 本コンソーシアムは一般財団法人総合研究奨励会内に設置され、運営組織として下記で構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、役員をもって構成し、会長がこれを招集し、議長を務める。

3 幹事会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 会員の入会及び除名
- (3) 第3条各号に掲げる事業の計画
- (4) 会費等に関する事項
- (5) 認証制度に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの運営に係る重要事項

4 幹事会の決議は、出席役員の過半数をもって行う。

5 幹事会は、必要に応じて関係団体にオブザーバとしての出席を依頼し、その意見又は説明を聴くことができる。

6 事務局長は幹事会に常時出席とする。

(事務局及び事務局長)

第11条 本コンソーシアムの事務を処理するため、一般財団法人総合研究奨励会に事務局を置き、事務局長は会長が指名する。

(権利帰属)

第12条 本コンソーシアムの活動の過程において新たに生じた知的財産権(産業財産権、産業財産権を受ける権利、著作権及びその他一切の知的財産権並びに外国における上記各権利に相当する権利)の帰属は以下のとおりとする。

- (1) 会員が単独で行った発明、考案及びプログラム等の創作並びに著作等(以下「発明等」という)から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。

(2) 会員が共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で協議の上決定するものとする。

2 前項の規定は、本コンソーシアム入会前に会員によって保持されていた知的財産権及び本コンソーシアム入会中に本コンソーシアムとは関係なく会員によって保持される知的財産権（以下「既知の知的財産権」という）について、他の会員に転移するものではなく、既知の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

(認証制度)

第13条 本コンソーシアムの活動によって創出された製品・サービス等については、会員の申請により、幹事会の承認を得た上で、原則として本コンソーシアムの認証を受けなければならない。

(秘密保持)

第14条 本コンソーシアムの活動において知り得た機密情報については、本コンソーシアムへの参画期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示等の際に既に公表されている場合、事前に開示する情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報)

第15条 役員、会員及び事務局は、本コンソーシアムの活動の過程において知り得た個人情報については、本コンソーシアムへの参画期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならず、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法第57号、その後の改正を含み、以下同じ)、これに関連する法令及びiCONMの定める個人情報保護方針を遵守するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 役員、会員及び会員に所属する役員等又は使用人は、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 役員、会員及び会員企業・団体に所属する役員又は使用人は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、本コンソーシアムに対し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局の信用を毀損し、本コンソーシアムの活動を妨害する行為、その他これらに準ずる行為に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(事業年度及び会計年度)

第17条 本コンソーシアムの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第18条 この規約は、幹事会の決議によって変更することができる。

(解散)

第19条 本コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 本規約は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 年会費を含む運営費は事務局で管理し、運営経費として本研究会の目的達成のために使用する。
- 3 第6条の会費に関しては、令和6年度中は無償とし、令和7年度から発生するものとする。
- 4 第8条第4項の規定にかかわらず、本コンソーシアムの設立初年度の役員の任期については、令和8年3月31日までとする。

【別表 1】

会員の年会費は以下の通りとします。

会員種別	年会費	中途入会の場合の 1か月あたり年会費
企業会員	36万円 (従業員101名以上の企業)	3万円
	12万円 (従業員100名以下の企業)	1万円
准会員	無料	無料
協力会員	無料	無料